

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係規則の整理に関する規則を公布する。

平成25年3月29日

京都市長 門川 大作

京都市規則第75号

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(京都市児童福祉法等施行細則の一部改正)

第1条 京都市児童福祉法等施行細則の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」に改め、同条第2項第1号中「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改める。

(京都市非常勤職員公務災害等補償条例施行規則の一部改正)

第2条 京都市非常勤職員公務災害等補償条例施行規則の一部を次のように改正する。

第20条の2第1項中「人工こう頭、車いす」を「人工喉頭、車椅子」に改め、同条第2項第4号中「きょう正視力」を「矯正視力」に、「しゅう明」を「羞明」に改め、同項第6号中「人工こう頭」を「人工喉頭」に改め、同項第7号中「車いす」を「車椅子」に改め、同項第10号中「きょう正視力」を「矯正視力」に改め、同条第3項本文中「き損し」を「毀損し」に改め、同項ただし書中「き損」を「毀損」に改め、同条第4項中「障害者自立支援法第76条第2項本文」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第76条第2項」に改める。

(京都市身体障害者リハビリテーションセンター条例施行規則の一部改正)

第3条 京都市身体障害者リハビリテーションセンター条例施行規則の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改める。

(京都市重度心身障害者医療費支給条例施行規則の一部改正)

第4条 京都市重度心身障害者医療費支給条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

(京都市洛西ふれあいの里条例施行規則の一部改正)

第5条 京都市洛西ふれあいの里条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1条第1号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下この条において「法」という。）」に改め、同条第2号中「障害者自立支援法」を「法」に改める。

第3条第1項中「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改める。

(京都市こころの健康増進センター条例施行規則の一部改正)

第6条 京都市こころの健康増進センター条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1条第1号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」に改め、同条第2号中「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改める。

別表備考4中「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改める。

(京都市特別養護老人ホーム条例施行規則の一部改正)

第7条 京都市特別養護老人ホーム条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1条第1号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第2条本文中「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改める。

(京都市障害者自立支援法施行細則の一部改正)

第8条 京都市障害者自立支援法施行細則の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則

第1条中「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に、「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に、「京都市障害者自立支援法の施行に関する条例」を「京都市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する条例」に、「障害者自立支援法（）」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（）」に改める。

(京都市老人短期入所施設条例施行規則の一部改正)

第9条 京都市老人短期入所施設条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1条第4号中「障害者自立支援法第19条第1項」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第19条第1項」に、「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改める。

第2条第3号中「障害者自立支援法第29条第3項」を「障害者総合支援法第29条第3項」に、「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(保健福祉局保健福祉部障害保健福祉推進室)